

入札説明書

令和7年4月30日付けで公告した総社市公衆無線 LAN 環境再構築業務に係る入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

なお、入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 件名 | 総社市公衆無線 LAN 環境再構築業務 |
| (2) 業務内容 | 仕様書（別添1）のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年8月31日まで |
| (4) 履行場所 | 総社市中央一丁目1番1号（総社市役所）外 11 箇所
仕様書（別添1）のとおり |
| (5) 概要 | 仕様書（別添1）のとおり |

2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) この公告日において、本社若しくは本店又は支社、支店若しくは営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかが次の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - ・総社市物品競争入札参加有資格者名簿
- (3) 総社市指名選定及び契約審査委員会規程に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。
- (6) 過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
- (7) 参加申請書提出から落札者が決定する日までの間において、法令の規定による営業停止処分又は総社市建設工事等請負その他の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (8) 国税，都道府県税及び総社市税を滞納していない者であること。
- (9) 当該業務に配置する責任者及び従事者は，同種又は類似業務の実績を有すること。
- (10) 本入札に係る入札参加資格申請を行い，参加資格があると認められた者であること。

3 問い合わせ先

〒719-1192
岡山県総社市中央一丁目1番1号
総社市あたたか市民部デジタル推進課
電話：0866-92-8224（直通）
FAX：0866-92-8282
メール：digital@city.soja.okayama.jp

4 入札参加資格申請の手続き

入札に参加を希望する者は，次に掲げる書類をすべて提出しなければならない。
提出期限までにこれらの書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は，入札に参加することができない。

- (1) 提出書類（別添2参照）
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書【様式1】
 - ② 業務実績経歴書【様式2】
 - ③ 配置予定技術者の業務実績経歴書【様式3】
 - ④ 委任状（契約権限を委任する支店，営業所がある場合）【様式4】
- (2) 申請書等の交付
令和7年4月30日（水）以降，総社市ホームページからダウンロードし，取得すること。
- (3) 提出期間
令和7年5月12日（月）から令和7年5月16日（金）午後5時（必着）まで（持参する場合は，午前8時30分から午後5時まで）
- (4) 提出場所
「上記3」まで
- (5) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期限までに必着とする。）すること。
- (6) 入札参加資格の可否
 - ① 令和7年5月20日（火）午後5時までにファクシミリにより申請者（委任先がある場合は委任先）に通知する。
 - ② 入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は，令和7年5月22日（木）までにその理由について説明を求める書面（様式は任意）を提出することができる。
- (7) 書類の作成等にかかる費用は申請者の負担とする。
- (8) 提出された書類は返却しない。
- (9) 提出期限以降における参加申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問方法 仕様書等に関する質問がある場合は「仕様等に関する質問書【様式5】」を電子メールにより「上記3」まで提出すること。なお、送信後、電話連絡を行うこと。
- (2) 質問期限 令和7年5月7日(水)午後5時
- (3) 質問回答 令和7年5月14日(水)午後5時までに総社市ホームページに掲載する。なお、この回答をもって入札説明書、仕様書等の補足、追加とする。

6 入札書の実施日時及び実施場所

- (1) 実施日時 令和7年5月27日(火)午後2時
- (2) 実施場所 総社市役所 6階 入札室

7 入札に関する事項

- (1) 入札当日持参するもの
 - ① 入札参加資格の可否についての通知文の写し
※上記①は当日の受付時に提出すること。
 - ② 入札書【様式6】
※本書に添付の様式を用いること。
 - ③ 委任状【様式7】
※入札に代理人が出席する場合提出すること。
 - ④ 印鑑
本人(代表者)が参加する場合 印鑑登録印(実印)
代理人が出席する場合 委任状に押印した代理人と同じ印鑑
 - ⑤ 筆記用具(黒又は青色のインク)
 - ⑥ 本書(入札説明書)
- (2) 入札書の記入方法
 - ① 入札書は【様式6】によること。
 - ② 入札金額は日本国通貨とすること。
 - ③ 入札書へは総額を記載すること。
 - ④ 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積った金額契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(消費税及び地方消費税等抜きの金額を記載)
 - ⑤ 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。(この場合1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)
- (3) 入札に代理人が出席する場合は、委任状【様式7】に必要事項を記入、押印のうえ入札開始前に提出すること。なお、受任者欄は、個人の住所及び氏名を記入し、押印すること。
- (4) 入札箱への直接入札とする。(郵送不可)
- (5) 入札の回数は原則2回までとする。
- (6) 入札時刻に入札会場に入室していない者は遅刻とし、入札への参加は認めない。

- (7) 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行うものとする。
- (8) 入札参加資格を有する入札参加者が1者に満たない場合は、入札及び開札を中止する。なお、入札参加者の事前公表は行わない。
- (9) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動等をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (10) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときはこれを中止する。その際に被った損害は入札者の負担とする。

8 入札の辞退について

入札参加申請手続後、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届【様式8】令和7年5月23日(金)午後5時(必着)までに「上記3」まで持参又は郵送(配達証明付き書留郵便とし提出期限までに必着とする。)すること。

9 入札保証金

免除とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。
- (2) 入札書に記名押印その他必要な記載事項がないとき。
- (3) 入札書の記載事項中、入札金額その他重要な事項が不明瞭なとき。
- (4) 入札書の記載金額を加除訂正したとき。
- (5) 同一入札において他の代理人を兼ねた、又は2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 入札に際し不正な行為があったと認められるとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格と同一価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が契約締結までに入札参加条件を満たさなくなったときは、落札者としての権利を失うものとする。

12 入札結果の公表

- (1) 落札者決定後、開札場所において、落札業者の商号又は名称及び落札金額を発表する。
- (2) 開札日の翌日までに、落札者名、落札金額及び入札参加者全員の商号又は名称並びに入札金額を総社市ホームページにて公表する。
※落札金額とは、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた額(円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 契約を締結する者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその証書を提出するとき。
- (2) 契約を締結する者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結しその証書を提出するとき。

14 契約書の作成等

- (1) 落札者は、落札決定した日から10日以内に契約書の作成等をし、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が指定の期日までに契約書を取り交わさないときは、落札の決定を取り消す。
- (3) 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (5) 本契約は、本市が落札者とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

15 その他

- (1) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は返却しないものとし、特に必要と認められる場合を除き、提出期限以降の差替え及び訂正等は認めない。
- (3) 入札者又は申込者は、開札後、入札案内及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由とした異議申し立てをすることはできない。
- (4) 入札及び契約手続きにおいては、日本語及び日本国通貨を使用する。
- (5) 総社市契約規則については、総社市ホームページ「条例・規則」検索システムにおいて閲覧することができる。

◎添付資料

- 別添1 仕様書
- 別添2 提出書類一覧
- 別添3 契約書（案）